

『インクルーシブ(教育)』ってなに？

インクルーシブ(inclusive)とは、日本語にすると「包括的な」「すべてを包み込む」という意味になります。障がいや年齢、国籍、性別などの違いに関わらず、あらゆる人々を排除せず、誰もが平等に参加・尊重される社会(インクルーシブ社会)を目指す概念として使われます。

「インクルーシブ」の反対語は「イクスクルーシブ(exclusive)」。「排除的、排他的」という意味です。

「インクルーシブ教育」とは、誰も「排除」することなく、「障がいのある子どもない子ども共に学び、共に育つことができるよう、最初から分けずに包みこもう」という概念です。つまり、どんな障がいや病気(あるいは他の事情)をもつ子どもでも、共に学びあえるような学校を権利として保障しようとするものです。

※難病や障がいのある子どもとそうではない子どもを切り離し、別々の環境で教育する仕組みを「分離教育」といいます。

2006(平成18)年12月に国連で採択された障害者権利条約の第24条には、誰でも「生涯にわたって」「地域社会のなかで」インクルーシブ教育を受ける権利が明記されています。

※2014(平成26)年に日本は批准・発効 2013(平成25)年には国会で「障害者差別解消法」成立

※しかし残念ながら2022(令和4)年、日本は国連障害者権利委員会から「障がいのある子どもとない子どもを分ける分離教育を終わらせ、インクルーシブ教育システムを構築する」よう勧告を受けました。地域の通常学級での受け入れ拒否の禁止や、教員の研修強化などを求められています。

※ダイバーシティとのちがいは：ダイバーシティが「違いを認めること」に重点を置くのに対し、インクルーシブは「その違いを受け入れ、共に活かす環境づくり」に焦点を当てています。そのため、企業や教育機関でも「ダイバーシティ&インクルージョン」の取り組みが注目されています。



『人権啓発サポーター』について

人権啓発サポーター(制度)とは、川西市の人権教育・啓発の推進を図るため、市に設置されたもので、人権教育・啓発の推進に熱意のある市民によって主に人権問題に関する講座の企画・運営やサポーター自らの学習をおこなうものです。

あなたもサポーターになって、人権講座の企画や学習をしてみませんか！

興味のある方、詳細を知りたい方は、まずは人権推進多文化共生課までお問い合わせください。(電話orメール)



2026(令和8)年6月企画の市民講座チラシ



講師の一木玲子さん



人権擁護委員による特設人権相談

予約優先

問い合わせ先

人権推進多文化共生課

毎月第3金曜日の「川西市人権デー」に人権擁護委員による特設人権相談所を開設し、相談を受け付けています。

●毎月第3金曜日(祝日除く) 午後1時から4時 ●日常生活での不当な差別や人権侵害の相談をお受けします。

2026(令和8)年「折り鶴平和大使」派遣事業の概要

2026(令和8)年8月5日～6日、市民公募で選ばれた、多田中学校2年生の松原里乃歩さんと牧の台小学校6年生の土居千陽さんが広島市の平和記念式典にて市民代表として参列するとともに、折り鶴を奉納してきました。

※折り鶴平和大使の詳細は12月号で報告します。



市民から寄せられた多くの折り鶴
(1万4千羽)



平和記念公園
(原爆の子の像前)
での2人

川西市人権擁護委員が表彰されました。

人権擁護と人権思想の普及・高揚に貢献され、全国人権擁護委員連合会長等より表彰されました。

前田 玲子さん
ばんどう ともこ
坂東 智子さん

